# シルバー人材センターの業務委託契約関係を見直します

令和6年11月1日に、いわゆる「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が施行されました。

これをうけ、フリーランス(特定受託事業者)として位置づけられているシルバー会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、国からもシルバー人材センターの契約方法について見直し方針が示されています。

現在の請負・委任の形態での契約について、当センターでは令和7年4月1日から契約方法の見直しを行う予定です。ご理解をお願いします。

# 発注依頼から業務終了までの主な流れ



)準備

221

センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。

变更後

## 【新】 センター利用契約の締結



手続きは現行と変更はありません。

現行と変更はありません。

なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うことになります。

## 【新】

会員への就業条件の明示 と業務委託契約の成立



新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しま せん。

フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様書に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。

#### 【新】

【新】

業務委託料の請求

適格請求書の発行



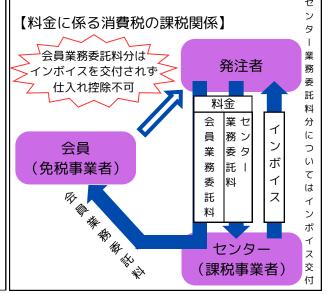
新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。

変更点は、センターの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。

センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。

会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。

#### 【現行】 【変更後】 発 者 約 利用申込 発注・業務委託 調 委 整 任 センタ-センタ 契 約 ■関 ■係 マッチング・再委託 約 🖁 サポート



公益社団法人 指宿市シルバー人材センター

TEL 0993-23-5130